

船橋市立学校体育施設等の開放に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、船橋市立学校体育施設等の開放に関する規則（平成20年船橋市教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(運営委員会の構成)

第2条 規則第5条に規定する運営委員会は、次に掲げるものの中から選出された5名以上の委員をもって構成する。

- (1) 開放校の教育職員
- (2) 開放校の保護者
- (3) 開放校の地域に属するスポーツ推進委員
- (4) 開放校の使用登録団体代表者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(運営委員会の役員)

第3条 運営委員会は、前条の規定により選出された委員の中から互選により次の役員を置くものとする。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 書記 1名
 - (4) 会計 1名
- 2 会長は、本会を代表して会務を掌理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 書記は、本会の庶務を行う。
- 5 会計は、本会の経理を行う。

(役員名簿の提出)

第4条 運営委員会会長は、前条の規定により役員が決定した際は、速やかに役員名簿を教育委員会生涯スポーツ課に提出しなければならない。

(運営委員会の任務)

第5条 運営委員会の任務は、規則第5条第2項に定めるものの他、次に掲げる事項とする。

- (1) 使用団体に対する指導、連絡に関すること。
- (2) 実施状況報告書等に関すること。
- (3) その他会の運営に関すること。

(使用責任者)

第6条 規則第8条に規定する登録団体が体育施設を使用するときは、必ず使用責任者を常駐させなければならない。

2 使用責任者は、体育施設を使用するにあたり、施設の破損及び事故の防止に努めるため、最善の注意を払わなくてはならない。

(事故報告)

第7条 体育施設の使用時に事故が発生した場合、会長は、次に掲げる事項を速やかに教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 発生日時及び場所
- (2) 事故発生の状況及び原因
- (3) 負傷者の氏名、住所及び負傷の程度
- (4) 施設の損害の程度及び損害額
- (5) 事故発生後にとった処置
- (6) 施設の損害に対する補てんの状況及び補てんの見込み
- (7) その他必要な事項

(委託)

第8条 学校の体育施設開放の運営について、市は、当該開放校の運営委員会と委託契約を締結し、業務を委託する。

附 則

この要領は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。